

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び

金曜日発行

(当日が休日にあつたときは、翌日発行)

## 目 次

◇ 告 示 新たに行おうとする土地改良事業の認可(二件)

土地改良事業の認可(二件)

鳥獣保護区の設定に係る公聴会の開催

保安林の指定の解除予定

保安林の指定の解除予定の一部変更

## 告 示

鳥取県告示第六百四十九号

久米ヶ原土地改良区から申請のあつた新たに行おうとする土地改良(久米ヶ原地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第一項の規定に基づき、昭和五十八年七月二十六日認可したので、同条第九項の規定により告示する。

昭和五十八年七月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六百五十号

久米ヶ原土地改良区から申請のあつた新たに行おうとする土地改良(久米ヶ原地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第一項の規定に基づき、昭和五十八年七月二十六日認可したので、同条第九項の規定により告示する。

昭和五十八年七月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六百五十一号

鹿野町から申請のあつた町営土地改良(河内地区ほ場整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十八年七月二十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十八年七月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六百五十二号

三朝町から申請のあつた町営土地改良（西小鹿地区農業用排水とは場整備を一体としたもの）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十八年七月二十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十八年七月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六百五十三号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）第八条ノ八第四項において準用する同法第一条ノ四第五項の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催するので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和二十五年農林省令第百八号）第四十八条第一項の規定により告示する。

昭和五十八年七月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 日時 昭和五十八年八月十九日 十三時三十分から

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県庁議会議棟第十四会議室

三 案件 鳥獣保護区を次のとおり設定することについて

名 称	位 置
鷲降山鳥獣保護区	鳥取市河内並びに気高郡鹿野町大字河内、大字小畑及び大字鬼入道地内

鳥取県告示第六百五十四号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十八年七月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡八東町大字妻鹿野字方祖原一五七三の一・字唐戸一五六九から一五七一まで（以上四筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、一五六五（次の図に示す部分に限る。）、字方祖原一五七三の五  
保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び八東町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第六百五十五号

昭和五十七年六月鳥取県告示第六百五十号(保安林の指定の解除予定について)の一部を次のように変更する。

昭和五十八年七月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一の解除予定に係る保安林の所在場所のうち八頭郡家町大字市場字石山口六五八及び六五九に係る部分を次の図に示す部分に変更する。

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び郡家町役場に備え置いて縦覧に供する。)